

厚生労働省・経済産業省と合同で、
新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について取りまとめました

新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価によって、ウイルスに有効な消毒・除菌方法が新たに確認されました。これを踏まえ、消費者庁は、厚生労働省及び経済産業省と合同で、身の回りのウイルスの消毒・除菌方法や消毒剤等の選び方・使い方などを取りまとめましたので、お知らせします。

1. 経緯

独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)における新型コロナウイルスに対する消毒方法の有効性評価によって、新型コロナウイルスに対する既存の消毒方法に加え、一部の界面活性剤と次亜塩素酸水も有効であることが確認されました。

これを踏まえ、消費者庁は、厚生労働省及び経済産業省と合同で、消毒剤等の選び方や使い方など、新型コロナウイルスの消毒・除菌方法に関する情報を取りまとめました(関連リンク①、②)。

2. 身の回りのウイルスを減らす方法について

(1) 目的にあった製品を、正しく選び、正しい方法で使用しましょう。

現在、新型コロナウイルスに対する「消毒」や「除菌」の効果をうたう様々な製品が出回っています。目的に合った製品を、正しく選び、正しい方法で使用しましょう。製品の選び方及び使い方のポイントをまとめたポスター(関連資料①)を作成しましたので、御活用ください。

(2) モノの消毒・除菌方法について

新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法について、以下のとおり使い方をまとめていますので御活用ください。

- ①「次亜塩素酸ナトリウム」など既存の消毒・除菌方法について(関連資料②)
- ②「界面活性剤」の使い方について(関連資料③)
- ③「次亜塩素酸水」の使い方について(関連資料④)

また、次亜塩素酸水については、製造・販売事業者の皆様向けに、有効性・使い方・販売方法等でお気を付けていただくべき点をお知らせします(関連資料⑤)。

(関連リンク)

- ①厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

②厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関する Q&A」(一般の方向け)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

(関連資料)

①ポスター「新型コロナウイルス感染症対策 消毒や除菌効果をうたう商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。」

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_system_20200626_01.pdf

②ポスター「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。」

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf

③ポスター「ご家庭にある洗剤を使って身近な物の消毒をしましょう」

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/20200529005/20200529005-1.pdf>

④ポスター「次亜塩素酸水を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項」

<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-4.pdf>

⑤「次亜塩素酸水」の使い方・販売方法等について(製造・販売事業者の皆さまへ)

<https://www.meti.go.jp/press/2020/06/20200626013/20200626013-5.pdf>

【本件に対する問合せ先】

消費者庁 消費者安全課、表示対策課

電話：03-3507-8800 (代表)

ホームページ：https://www.caa.go.jp/

消毒・除菌

効果をうたう商品との 上手な付き合い方

1 新型コロナウイルス消毒・除菌対策

手指にはこまめな手洗い、テーブルなどの物には塩素系漂白剤や一部の家庭用洗剤等が有効です。



消毒や除菌効果を
うたう商品の
正しい選び方

2 消毒・除菌商品の購入や使用上の注意点

① 手指の消毒剤を購入する際の注意

- 医薬品・医薬部外品（指定医薬部外品等を含む）
 - アルコール濃度60%以上（体積%）
- ）を選びましょう。

※ **火気厳禁**と表示があるものは濃度60%以上（重量%）です。
また、火気厳禁と表示されていない商品でも、体積%に換算すると濃度60%以上となる商品もありますので、商品購入の際は、有効成分や濃度を確認するようにしましょう。

② 安全に使用するための注意点

注意 1 アルコール

濃度60%以上（重量%）のアルコールを含む消毒や除菌効果をうたう商品は、**火気厳禁**。キッチンなど火の気のある場所では使用しないでください。



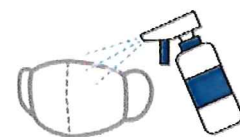
注意 2 空間噴霧

消毒や除菌効果をうたう商品をまわりに人がいる中で**空間噴霧**することは、**おすすめしていません**。



注意 3 マスク噴霧

消毒や除菌効果をうたう商品を**マスクに噴霧**し、**薬剤を吸引**してしまうような状態で**マスクを使用**することは、**おすすめしていません**。



3 細菌やカビが増えやすい季節の対策

新型コロナウイルスには有効でなくても、衛生対策や消臭に効果を発揮する商品もあるので、目的に合ったものを上手に利用しましょう。



新型コロナウイルス感染症対策



消毒や除菌効果をつたう商品は、目的に合ったものを、正しく選びましょう。

▶ チェックポイント

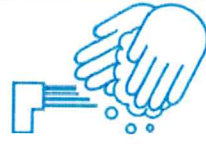
使用方法 有効成分 濃度 使用期限

※ 商品の購入の際には、必ずこの4点をチェックするようにしましょう。

① 手指のウイルス対策

こまめな手洗いを心がけましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いをすることで、十分にウイルスを除去できます。さらに消毒剤等を使用する必要はありません。



② 物品のウイルス対策

テーブル、ドアノブなどの身近な物の消毒には、**塩素系漂白剤や、一部の家庭用洗剤等が有効です。**

塩素系漂白剤等の詳しい情報はこちらから！

https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/0327_poster.pdf

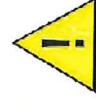
家庭用洗剤等の詳しい情報はこちらから！

<https://www.meti.go.jp/press/2020/05/2020052009/2020052009-1.pdf>



③ 空間のウイルス対策

定期的に換気してください。



注) まわりに人がいる中で、消毒や除菌効果をつたう商品を空間噴霧することは、おおすすめしていません。



消毒・除菌商品の購入や使用上の注意点に関するQ&A

令和2年7月14日

消費者庁

Q1 どのような商品が、新型コロナウイルスに対する消毒として有効ですか。

A1 手や指などのウイルス対策としては、手指の消毒・殺菌用の医薬品及び医薬部外品（指定医薬部外品等を含む）が有効です。また、アルコール商品の場合、アルコール濃度60%以上（体積%）であれば有効です。

なお、商品購入の際には、

①医薬品及び医薬部外品（指定医薬部外品等を含む）は、その旨が容器包装に記載されているので、表示内容を確認しましょう。

※医薬品及び医薬部外品（指定医薬部外品等を含む）の場合、アルコール以外の成分が有効成分として表示されている場合があります。

②アルコール商品は、アルコール濃度が容器包装に記載されていない場合、「火気厳禁」の表示が一つの目安になります。

※「火気厳禁」は、アルコール濃度60%以上（重量%）に表示されており、消毒に有効なアルコール濃度60%以上（体積%）を満たしています。

③ただし、「火気厳禁」の表示がない場合でも、一部にはアルコール濃度60%以上（体積%）のアルコール商品もありますので、アルコール濃度が容器包装に記載されていない場合は、販売店等に有効成分や濃度を確認することをおすすめします。

Q 2 医薬品及び医薬部外品（指定医薬部外品等を含む）で「火気厳禁」と表示されていないものでも、新型コロナウイルスに対する消毒として有効ですか。

A 2 「火気厳禁」の表示がない場合でも手指の消毒・殺菌用の医薬品及び医薬部外品（指定医薬部外品等を含む）であれば、有効です。

Q 3 医薬品及び医薬部外品（指定医薬部外品等を含む）以外の「火気厳禁」と表示されていないアルコール商品でも、有効なものがありますか。

A 3 「火気厳禁」の表示がない場合でも、一部にはアルコール濃度60%以上（体積%）のアルコール商品もありますので、アルコール濃度が容器包装に記載されていない場合は、販売店等に有効成分や濃度を確認することをおすすめします。